

○育成者権の存続期間

| 該当品種 | 存続期間 | 備考 |
|---|--------------|-------------------------|
| 昭和53年12月28日～ 平成10年12月23日まで の間に登録された品種 | 15年 (18年) | 種苗法第12条の4 |
| 平成10年12月24日～ 平成17年6月16日まで の間に登録された品種 | 20年 (25年) | 種苗法第19条第2項 ※新種苗法 |
| 平成17年6月17日以降 に登録された品種 | 25年 (30年) | 種苗法第19条第2項 ※新種苗法一部改正 |

注：存続期間の()は、永年性植物の存続期間